

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

再就職手当の支給要件

Q：私は、以前勤めていた会社を辞めて、先日、別の会社へ再就職しました。求職活動中は失業給付の基本手当を受給しており、まだ支給日数が残っています。

このような場合には、再就職手当が支給されると聞きましたが、その要件を教えてください。

A：再就職手当は受給資格者が、次のすべてに該当する場合に支給されます。

- (1) 就職日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上（ただし所定給付日数が90日の場合は45日以上）あること
- (2) 1年をこえて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就いたこと
- (3) 離職前の事業主（関連事業主を含みます）に再び雇用されたものでないこと
- (4) 待期期間の経過後に就職したこと
- (5) 離職理由により給付制限されていた者の場合、待期期間の満了後2カ月については、公共職業安定所の紹介による就職であること
- (6) 雇用した事業主が、求職の申込みをする以前に雇用されることを約束した事業主ではないこと
- (7) 就職の日前3年間に、再就職手当または常用就職支度金を受給していないこと
- (8) その他就職した事業所で被保険者資格を取得しているなど、再就職手当の支給が職業の安定に資すると認められること

